

## 情報共有について

### 1. 対象の範囲 建設工事及び建設工事に係る委託業務の全案件

令和3年4月1日以降の公告案件

	情報共有システム利用 必須	情報共有システム利用 協議により決定
建設部	・ 工事は全案件  (建築工事を除く) (特別な理由で、監督員が実施しないと認めた時を除く)	委託等は実施要領第3による。
林務部	当初請負額 1,500万円以上 (森林整備業務を除く) (特別な理由で、監督員が実施しないと認めた時を除く)	当初請負額 1,500万円未満 (森林整備業務を除く)
農政部	・ 工事は全案件  (特別な理由で、監督員が実施しないと認めた時を除く)	委託等は実施要領第3による。

### 2. 実施内容

着手時協議	着手時協議時にチェックシートを用い 情報共有システムを利用して実施する対象項目・書類を確認 又、システムの種類、参加者を確認
実施内容	・ 受発注者間の書類の受け渡し ・ 現場状況の共有 ・ 確認・立会依頼 ・ その他 システムで利用可能な項目